

妊娠・出産でもらえる & 戻るお金 \ 職場復帰編 / 手続きチェックリスト完全保存版



妊娠・出産でかかる医療費は、きちんと公的の制度を知り手続きをすれば「もらえるお金・戻るお金」がたくさんあります。お金が「もらえる・戻る」ために一番大切なことは、どれも自ら申請するということ。ママの働き方によっても手続きが異なるため、ここでは「職場復帰・出産退職・専業主婦」の3つにわけ、ママ別にダンドリの流れを紹介します。まずは自分がどのママにあたるのかを確認して、うっかり申請もれがないように必要な手続きをチェックしていきましょう。

妊娠判明

- 妊娠届提出（母子手帳・妊婦検診費の補助券の交付）
 - 妊娠が判明したらすぐに役所へ「妊娠届」を提出します。ここで「母子手帳」「妊婦検診費の補助券」が交付されます。手続き方法については事前に役所へ確認しましょう。
- 出産育児一時金「直接支払制度」が利用できるか産院へ確認
 - 利用できる産院の場合** 直接支払制度の手続きを産院で行う。
 - 利用できない産院の場合** 加入の健康保険で産後申請用の書類をもらい入院時に持っていく。出産費用も準備しましょう。
- 出産手当金・育児休業給付金の申請書を準備
 - 出産手当金の申請書に病院の記入欄があるため、入院中に記入してもらえるよう申請書は産休に入る前にもらっておきましょう。
- 医療費領収書（家族全員分）を集めておく
 - 確定申告の「医療費控除」のため、家族全員分の領収書を集めておきます。通院のための交通費（公共機関）も対象となりますので、細かくメモしておきましょう。
- 赤ちゃんの名前を考える

妊娠中

！トラブルなどで入院した時

- 高額療養費の申請
 - 妊娠・出産のトラブルで1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超過分は健康保険が負担してくれる制度です。限度額を超えそうな時は、「限度額適用認定証」をもらっておくと、窓口で支払う額をあらかじめ限度額内に抑えることができます。事後申請も可能です。
- 傷病手当金の申請（在職中）
 - 妊娠・出産のトラブルで3日を超えて仕事を休み給料が出ない場合、勤務先の健康保険が給与の代わりに補助してくれる制度です。

出産

- 入院費支払い・出産育児一時金の差額精算
 - 「直接支払制度」利用できる産院の場合** 【50万円を上回る場合】超過分を産院へ直接支払
【50万円を下回る場合】差額分を加入の健康保険へ申請（差額が返金される）
 - 「直接支払制度」利用できない産院の場合** 入院費用全額を産院へ直接支払い、加入の健康保険へ申請書を提出（後日50万円振り込まれる）
- 出生届提出
 - 赤ちゃんが生まれてから14日以内に提出。
- 児童手当申請
 - 赤ちゃんが生まれた翌日から15日以内に申請。出生届の提出と同時に申請を行きましょう。
- 赤ちゃんの健康保険加入申請
 - 出生届を提出したら、できるだけ早く加入手続きを！国民健康保険の場合は、出生届の提出と同時に申請を行きましょう。
- 乳幼児医療費助成の申請
 - 健康保険に加入したら、できるだけ早く役所へ申請を！保険証が届く前でも手続きできる自治体もあるので確認しましょう。
- 出産手当金の申請
 - 産休中は給料が出ないため、勤務先の健康保険が給与の代わりに補助してくれる制度です。産休前に勤務先で申請書をもらい、出産後に産院で必要事項を記入してもらいます。申請は勤務先が行う場合が多いですが、会社によっては本人が健康保険へ申請する場合もあるので、勤務先に確認を忘れずに！
- 育児休業給付金の申請
 - 産後57日目から子供の1歳の誕生日前々日までの期間に、加入している雇用保険からお給料の代わりに支給されるのが育児休業給付金。産休前に勤務先で産休期間を申請し用紙を記入し、勤務先へ提出します。
- 加入している医療保険や生命保険の申請
 - 手術や入院保障をしっかりと確認し、該当する場合は申請をしましょう。



年明け

- 確定申告（医療費控除）
 - 12/31までの医療費（家族全員分）合計が10万円を超えた場合は必ず申告しましょう。